

「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）」の概要

平成 25 年 3 月

1. 計画策定の背景

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における事故の発生

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴い、福島第一発電所において事故が発生し、今なお、福島県では広い地域で住民が避難を余儀なくされている。

原子力災害による被害は、環境汚染だけでなく、放射線の影響による健康上の不安を引き起こすとともに、風評被害などの経済活動にも大きな影響を与えている。

国の法整備及び指針の策定

福島第一発電所事故後、国の原子力政策の「推進」と「安全規制」が分離され、独立性の高い組織として「原子力規制委員会」が平成 24 年 9 月 19 日に発足した。

また、同年 10 月 31 日に定められた「原子力災害対策指針」においては、原子力発電所から概ね半径 30km の地域が「緊急時防護措置準備区域：UPZ」とされ、当該地域を含む自治体では、「地域防災計画（原子力防災計画編）」を平成 25 年 3 月までに策定することが義務づけられました。

なお、原子力災害対策指針は、これまで検討課題となっていた「緊急時における判断及び防護措置実施基準」や「緊急被ばく医療」のほか、一部内容の修正を行い、平成 25 年 2 月 27 日に改定されました。

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正

北海道は、原子力災害対策指針の決定を受け、これまでの「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」を見直し、平成 25 年 1 月 10 日に修正決定しました。

主な修正内容は、泊発電所を中心に半径 5km 以内の地域を「即時避難区域：PAZ」とし、半径 30km 以内の地域を「緊急時防護措置準備区域：UPZ」として設定しました。これにより、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の 13 町村が「地域防災計画（原子力防災計画編）」を作成することになりました。

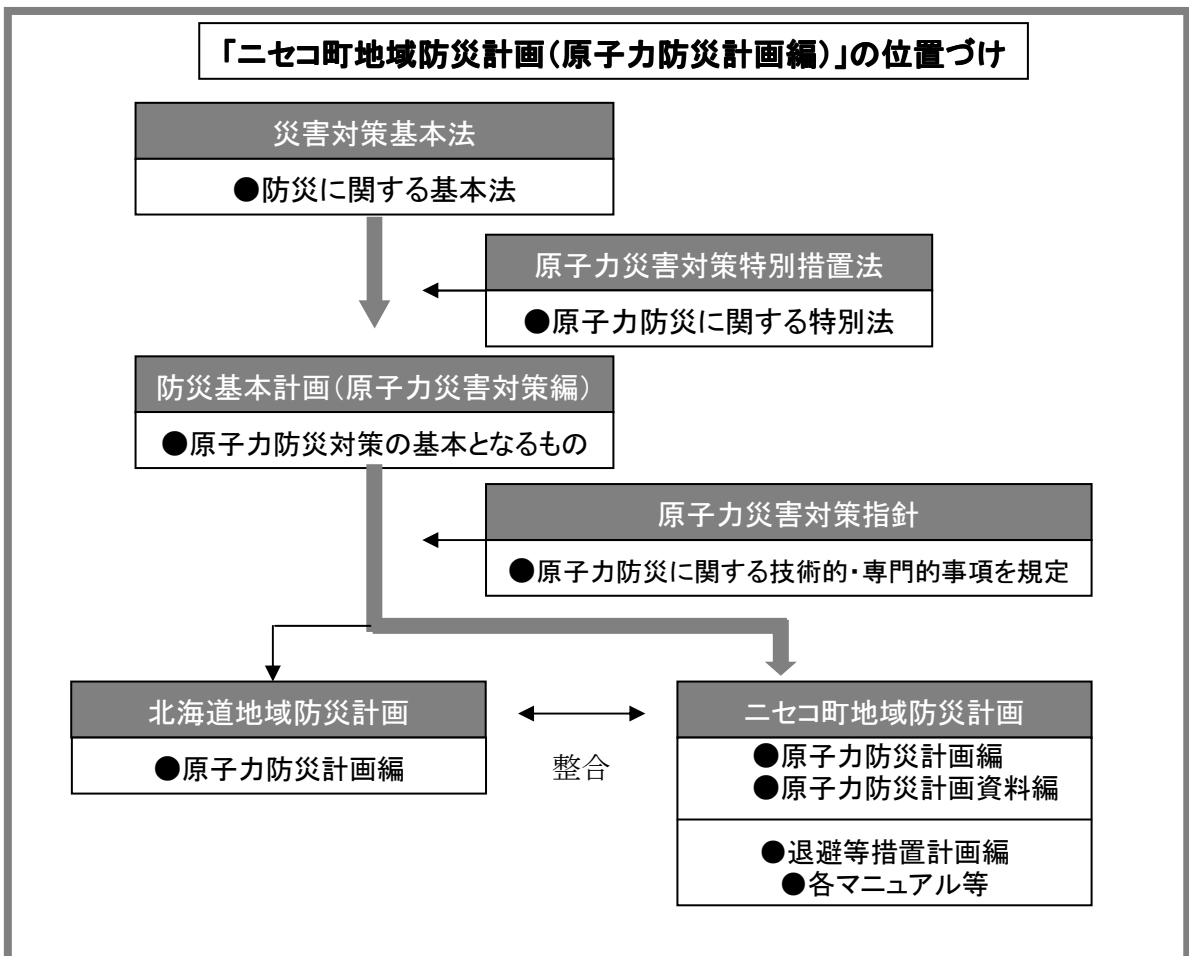
なお、北海道は、改定された原子力災害対策指針に基づき見直し作業に着手し、本年 5 月下旬頃までに原子力防災計画を修正する予定としています。

『ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）』の策定

本町では、町民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の生命、身体及び財産を保護するため、地域特性の考慮、地域防災会議の原子力専門委員会委員の科学的知見を踏まえながら、原子力災害対策指針に準拠し、北海道原子力防災計画と一定の整合性を図った「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）」を策定します。

この計画は、計画素案を3月11日から公開して意見募集し、3月26日開催の第4回原子力専門委員会で協議後、3月28日開催のニセコ町防災会議で決定する予定です。なお、原子力災害対策指針の改定による道の計画が修正された場合は、本町の計画も見直す予定としています。

このほか、避難等のために必要な「ニセコ町地域防災計画（退避等措置計画編）」については、継続して原子力専門委員会での協議を進めますが、福島事故の教訓や放射線等拡散シミュレーションの活用、避難計画における科学的な見地、行政機能の継続性や住民自治の確保方法などに配慮しながら、早期の完成を目指したいと考えています。また、新たな防災マップ、避難行動マニュアルなどの作成も必要であり、住民の参加も得ながら、分かりやすく利用しやすい資料の作成に努めます。



2. 「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）」の構成

第1章 総則

全6節

本計画の目的及び性格を明らかにするとともに、計画策定の基本方針を定め、
うで、本町としての原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を指定し、
防災関係機関の役割分担を明確にする。

第2章 原子力災害事前対策

全14節

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び災害対策基本法（以下「災対法」という。）に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策について記載する。

第3章 緊急事態応急対策

全10節

原災法第10条の可能性のある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）通報、及び同法同条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応、及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について記載する。

第4章 原子力災害中長期対策

全13節

主に原災法第15条第4項規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について記載する。

3. 計画の各節の概要

3-1. 「第1章 総則」の各節の概要

第1節 計画の目的

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社が設置する原子力発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害の防災対策に関し、ニセコ町、北海道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、ニセコ町民及び一時滞在者の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づいて作成した。

災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画等の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正する。

各防災関係機関に対し、計画の周知徹底を図るとともに、災害情報共有方法や避難場所等、特に必要があると認められるものについては、住民等への周知を図る。

第3節 計画の基本方針

町独自の項目

災害後の行政機能確保、住民自治確保、地域特性及び科学的な見地からの避難、災害情報の共有、住民等への原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、資機材の整備、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立する。

緊急時において、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど、所要の措置を定める。

第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、原子力災害対策指針により、泊発電所を中心として、半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ）と、半径30キロメートル以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ）とされている。

本町においては泊発電所から半径30キロメートル圏内外を含めた町全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」とする。

町独自の項目

ニセコ町における「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」の考え方

- ・ 原子力災害対策指針の規定を遵守する。
 - 原子力施設から概ね半径30kmを目安に、地域に固有の自然的、社会的周辺状況について検討した上で定める。
- ・ 平成23年3月11日の福島原子力発電所事故の教訓や独自の放射線等拡散シミュレーションを参考とした結果、泊発電所から半径30キロメートル圏内外を含めた町全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」とした。

第5節 原子力災害に至らない事故への対応

原子力災害に至らない事故についても、住民等の不安や動揺を招かないよう、道及び原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、住民等へ適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずる。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関して、各防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

3-2. 「第2章 原子力災害事前対策」の各節の概要

第1節 基本方針

- ・ 災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策

第2節 泊発電所における予防措置等の責務

- ・ 原子力事業者の泊発電所の運転に際して安全確保
- ・ 原子力事業者の泊発電所における原子力防災体制の確立

第3節 原子力防災体制等の整備

- ・ 原災法に基づく立入調査の同行の実施
- ・ 事故時、道や原子力防災専門官等と連携した対応措置体制の整備
- ・ 広域にわたる応援協力体制の整備
- ・ 事態の長期化に備えた職員の動員体制の整備
- ・ 大規模災害により、必要な人員及び防災資機材が不足を想定し、人材及び防災資機材の確保等において、各防災関係機関と相互の連携

第4節 避難収容活動体制の整備

- ・ 町内全域を対象とした退避等措置計画編の作成
- ・ **情報共有と住民参加を基本とし、地形や雪などの地域特性を考慮**
- ・ P A Zの円滑な避難が実施できるよう配慮、避難先は原則U P Z外
- ・ 災害時要援護者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制整備
- ・ **計画の策定は、独自の放射線等拡散シミュレーションも参考**
- ・ 避難マニュアルやしおりを作成
- ・ 避難の長期化を想定して、旅館又はホテル等も避難場所として活用
- ・ 仮設住宅の建設に向けた供給体制の整備
- ・ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町独自の項目

町独自の項目

第5節 通信連絡体制の整備

- ・ 町、道等の通信連絡体制の整備
- ・ 住民等に対する情報伝達体制の整備
(11頁「住民等に対する広報及び指示伝達系統図」参照)

第6節 緊急時モニタリング体制の整備

- ・ モニタリング要員の派遣等の体制を整備
- ・ 緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得

第7節 緊急被ばく医療活動体制等の整備

- ・ 医療関係者等の参加・連携による体制の整備

第8節 防災資機材の整備

- ・ 応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するための防災資機材の整備

第9節 防災対策資料の整備

- ・ 防災対策上必要とされる資料を適切に整備、オフサイトセンターにも備え付け、定期的に更新（資料は泊発電所・社会的環境・自然的環境に関する内容）

第10節 行政機関の業務継続計画の策定

- ・ 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保
- ・ 体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂

第11節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及と啓発

- ・ 講習会等の実施、パンフレット等の配布など様々な手段を活用した啓発
- ・ 防災教育の実施

第12節 防災業務関係者の人材育成

- ・ 原子力防災に関する研修の積極的な活用を通じた人材育成

第13節 原子力防災訓練の実施

- ・ 原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上
- ・ 訓練計画を策定し、計画的に実施
- ・ 国の総合的な原子力防災訓練への参画

第14節 泊発電所上空の飛行規制

- ・ 災害の状況に応じて一定空域の飛行制限等を実施

3-3. 「第3章 緊急事応急対策」の各節の概要

第1節 基本方針

- ・ 原子力規制委員会による警戒事象及び特定事象の通報があった場合の対応、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策。

第2節 事故状況等の把握及び通報連絡

- ・ 警戒事象の通報を受けた場合、職員を動員・配備し、応急対策実施に備えた準備
- ・ 特定事象の発生情報を受けて、各防災関係機関が相互に通報連絡
- ・ 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
- ・ 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡
- ・ 一般通信回線が使用できない場合は、衛星通信回線や防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡

第3節 応急活動体制

- ・ ニセコ町の防災活動体制を確立し、事故対策のための警戒態勢や防災対策本部体制を確立（10頁「配備体制関係表」参照）
- ・ 専門家の派遣要請
- ・ 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の出席
- ・ 北海道現地災害対策本部に連絡員の派遣要請があった場合、職員派遣
- ・ 道及び防災関係機関等への協力要請
- ・ 原子力被災者生活支援チーム及び道と連携し、健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進

第4節 住民等に対する広報及び指示伝達

- ・ 住民等からの問い合わせに対応するため窓口を設置
- ・ あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に伝達するなど広報の徹底を実施（11頁「住民等に対する広報及び指示伝達系統図」参照）

第5節 緊急時モニタリング

- ・ 緊急時モニタリング班への要員の派遣
- ・ 緊急時モニタリングから得られた放射性物質による汚染状況の把握

第6節 防護対策

- ・ P A Z内の町村による防護対策への協力
- ・ U P Zの防護対策は、放射性物質の放出の前・後でE A L及びO I Lを判断基準として防護措置を実施
- ・ 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難の指示
- ・ 退避又は避難の誘導は、住民等の退避等の状況を確認の上で実施
- ・ 警戒区域の設定、立入禁止や立入制限等の措置
- ・ 防護対策地区及び警戒区域内の警備
- ・ 防災業務関係者の防護対策の実施
- ・ 飲料水・飲食物の摂取制限等の措置

第7節 緊急被ばく医療

- ・ 緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療活動の協力
- ・ 安定ヨウ素剤の服用措置

第8節 緊急輸送活動及び必需物質の調達

- ・ 人命救助、救急活動に必要な輸送、避難者の輸送、住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送等の緊急輸送活動を実施
- ・ 緊急輸送のための交通確保

第9節 行政機関の業務継続に係る措置

- ・ 行政機関の退避（庁舎が避難対象区域に含まれた場合）
- ・ 必要な業務を継続するための支援を道に要請

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

- ・ 事故の状況把握、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置

配備体制関係表

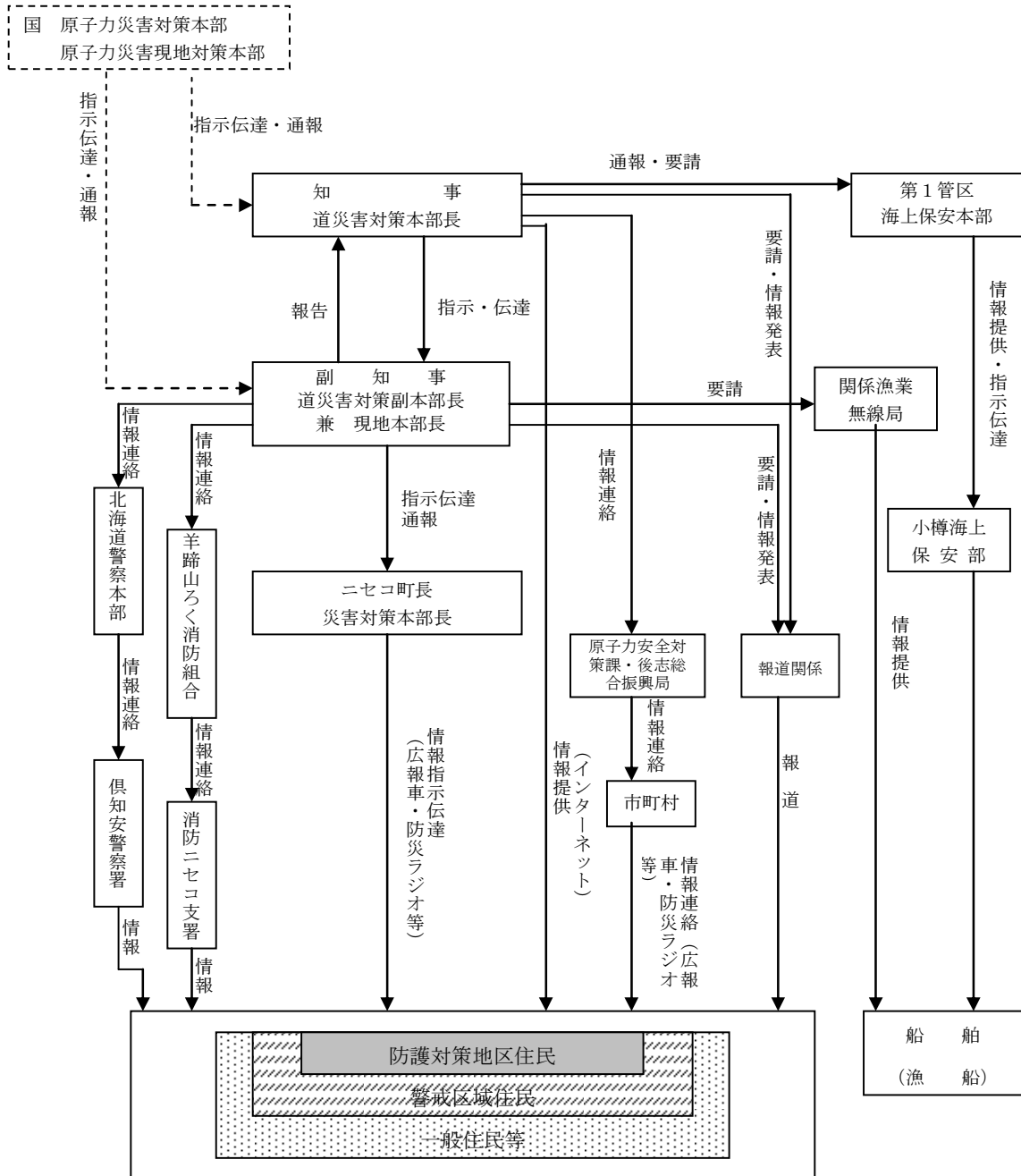
8 頁：第 3 章 3 節 応急活動体制

区分	配備体制の基準及び 災害対策本部等の設置	体制 区分	本部 設置	配 備 体 制
初期 レベル	1 道から原子力規制委員会による警戒事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に町長が必要と認めるとき	第 1 非常 配備		関係する部署の所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。
警戒 レベル	1 原子力防災管理者から特定事象の発生通報（敷地境界付近等で5マイクロシーベルト/hを検出したとき又は施設の異常事象等：資料3-1-2）を受けたとき 2 泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したとき 3 その他特に町長が必要と認めるとき	第 2 非常 配備	警戒 本部 の 設置	災害応急対策に関係のある部署の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。
緊急 事態 レベル	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（敷地境界付近等で500マイクロシーベルト/hを検出したとき又は施設の異常事象等：資料3-1-3）を発出したとき 2 その他特に町長が必要と認めるとき	第 3 非常 配備	災害 対策 本部 の 設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。

住民等に対する広報及び指示伝達系統図

6 頁：第 2 第 5 節通信連絡体制の整備

8 頁：第 3 章第 4 節住民等に対する広報及び指示伝達



3-4. 「第4章 原子力災害中長期対策」の各節の概要

第1節 基本方針

- ・ 原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

- ・ 現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施

第3節 現地事後対策連絡会議の出席等

- ・ 道は、現地事後対策連絡会議が組織された場合、要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制や内容等の確認、情報の共有等を実施

第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

- ・ 国及び道と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定

第5節 放射性物質による環境汚染への対処

- ・ 各防災関係機関と連携し、放射性物質による汚染への対処について必要な措置

第6節 各種指示・制限措置の解除

- ・ 指示に基づき、退避等措置の解除及び立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の各種制限措置の解除、解除内容の広報を実施

第7節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

- ・ 被災地住民等の証明と登録
- ・ 屋内退避、避難の措置、出荷制限措置、立入制限措置などの損害調査の実施
- ・ 防護対策を講じた地区の住民等に対して健康調査の実施
- ・ 被災地の汚染状況図、応急対策措置、復旧措置等の記録

第 8 節 被災者等の生活再建等の支援

- ・ 国及び道と連携し、生活全般にわたってきめ細かな支援、総合的な相談窓口の設置、被災者の救済及び自立支援の実施、
- ・ 町外へ避難した被災者に対しても必要な情報や支援・サービスの提供

第 9 節 風評被害等の影響の軽減

- ・ 国、道等と連携し、風評被害等の影響を軽減するための広報活動の実施

第 10 節 被災中小企業等に対する支援

- ・ 国、道等と連携し、設備復旧資金、運転資金の貸付の実施
- ・ 援助や助成措置の広報、相談窓口の設置

第 11 節 心身の健康相談体制の整備

- ・ 国、道等と連携し、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査の体制整備

第 12 節 物価の監視

- ・ 国、道等と協力して、生活必需品の物価の監視

第 13 節 原子力事業者の災害復旧対策

- ・ 災害復旧計画の作成、提出、災害復旧活動の実施
- ・ 防災資機材の貸与及び防災要員の派遣
- ・ 被災者の損害賠償請求等への対応のための必要な体制整備